

国民健康保険

町民課 Tel.0254-27-1952

誰でもが安心して医療を受けられるように、すべての人がいずれかの医療保険に加入しなければならないことになっています。これを「国民皆保険制度」といいます。

このようなことから、勤務先の医療保険(健康保険、共済組合保険、船員保険など)に加入している人、生活保護を受けている人以外は、すべて国民健康保険に加入しなければならないことになっています。退職などで勤務先の健康保険の資格が亡くなった場合や、新たに勤め先の健康保険に加入した場合などの異動があったときは、国民健康保険の加入および脱退の手続きを速やかに行ってください。異動のあった日から14日以内に役場町民課で手続きをしましょう。

■こんなときは、こんな手続きを

こんなとき	それぞれに必要なもの	共通して必要なもの	
加入するとき	聖籠町に転入したとき	転出証明書	・ 本人確認のできる書類(※1) ・ マイナンバーカード(またはマイナンバー通知カード)
	職場の健康保険等をやめるとき	職場の健康保険等をやめた証明書	
	職場の健康保険等の被扶養者から外れた時	被扶養者を抹消した証明書	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書	
	外国人の方が加入するとき	在留カード、在留資格が「特定活動」で国保に加入できる方はパスポート	
脱退するとき	聖籠町を転出するとき	国保の保険証	
	職場の健康保険等に加入したとき	国保の保険証、職場の健康保険等の保険証(保険証が交付されていないときは健康保険の加入証明書)	
	職場の健康保険等の被扶養者になったとき	国保の保険証、職場の健康保険等の保険証(保険証が交付されていないときは健康保険の加入証明書)	
	国保の被保険者が亡くなったとき	国保の保険証	
	生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知書、国保の保険証	
	外国人の方がやめるとき	在留カード、国保の保険証	
その他	聖籠町内で住所が変わったとき	国保の保険証	
	世帯主の変更や氏名などが変わったとき	国保の保険証	
	就学のため家族と離れて他市町村で生活するとき	国保の保険証、在学証明書	
	上記の就学を終了したとき	国保の保険証、卒業証明書	
	保険証をなくした(汚して使えなくなった)とき	使えなくなった保険証	

■国民健康保険で受けられる給付

こんなとき	必要なもの	給付	
療養の諸費	医療機関等での病气、けが、歯の治療	保険証	義務教育就学前・・・80% 義務教育就学後70歳未満・・・70% 70歳以上75歳未満・・・80% (一定以上の所得者70%)
	旅行中の急病などやむをえない理由で、保険証を提示できなかったとき	領収書、保険証、印鑑、通帳、マイナンバー(個人番号)を証明する書類	申請書を窓口へ提出してください。審査をして、保険診療分の下記の割合をお返しいたします。 義務教育就学前・・・80% 義務教育就学後70歳未満・・・70% 70歳以上75歳未満・・・80% (一定以上の所得者70%)
	コルセット、ギブスなど補装具代	医師の証明書、保険料、領収書、印鑑、通帳、マイナンバー(個人番号)を証明する書類	
	あんま、マッサージ、はり、灸などの施術代	医師の同意書、保険証、印鑑、領収書、通帳、マイナンバー(個人番号)を証明する書類	国保の取り扱いをしている診療所の場合、一部負担金が受けられます。
	骨折、ねざなどの施術代	施術料金領収書、印鑑、保険証、通帳、マイナンバー(個人番号)を証明する書類	
高額医療費	領収書、保険証、印鑑、通帳、マイナンバー(個人番号)を証明する書類	申請書を窓口へ提出してください。一部負担金が定額を超えたとき、その超えた分をお返しします。	
出産育児一時金	印鑑、通帳、保険証	産科医療補償制度を利用した場合42万円 それ以外の場合は40万4千円	
葬祭費	喪主の通帳、印鑑	5万円	

■国民健康保険税の決め方

国民健康保険税は、下の計算式を組み合わせで決められます。また、40～64歳の人は介護保険料分も併せて納付していただきます。

* 医療分・後期高齢者支援金分

次の3つの項目を組み合わせで一世帯ごとの保険税額が決められます。

区分		税率	
① 所得割	世帯の所得に応じて計算	10.8% (医療分8.4% ・支援金分2.4%)	所得×10.8%
② 均等割	加入者数に応じて計算	36,000円 (医療分27,000円 ・支援金分9,000円)	36,000円× 世帯の加入者数
③ 平等割	一世帯にいくらかと計算	28,000円 (医療分21,000円 ・支援金分7,000円)	28,000円

* 介護分

国保に加入している40歳以上65歳未満の人(介護保険の第2号被保険者)のみが納めます。

医療分・後期高齢者支援金分と合わせ、保険税として納めます。

区分		税率	
① 所得割	世帯の所得に応じて計算	1.8%	所得×1.8%
② 均等割	加入者数に応じて計算	14,000円	14,000円× 世帯の加入者数